

2019年

(令和元年)

8月号

なら

通巻366号

労働時報

CONTENTS

- 労働相談会のご案内 1
- 平成30年度 職場環境調査結果概要 2
- 仕事と治療の相談窓口のご案内 3
- 働き方改革 専門家派遣のご案内 3
- 社員・シャインな職場訪問記⑳ 4
- 社員・シャインな職場訪問記㉑ 5
- 労務改善Q&A 6
- 奈良県の労働経済主要指標 6

地域就職支援センター

ハローワークのスタッフがおり、求人情報の閲覧、仕事の相談・紹介が可能です。

◆奈良県地域就職支援センター(奈良市)
☎0742-25-3708
月～金 8時30分～17時
奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良1階

◆大和高田地域就職支援センター(大和高田市)
☎0745-41-8609
月～金 8時30分～17時
大和高田市幸町2-33 奈良県産業会館3階

労働相談ダイヤル

◆奈良県雇用政策課
☎0120-450-355
月～金 9時～18時

◆エルトピア奈良(奈良労働会館)
☎0742-26-6900
第1・第3土 13時～17時

◆エルトピア中和(中和労働会館)
☎0745-22-6631
第2・第4土 13時～17時

奈良県労働委員会

労働者と使用者の紛争解決のための「あっせん」等を行っています。
☎0742-20-4431 月～金 8時30分～17時

しごと相談ダイヤル

しごとや職業訓練などの情報を提供しています。

- ◆奈良しごと*i*センター(エルトピア奈良1階) ☎0742-23-5730 月～土9時～17時
- ◆高田しごと*i*センター(奈良県産業会館3階) ☎0745-24-2010 月～土9時～17時

※いずれも祝日・年末年始を除く

★職場のお悩み、ご相談ください★

奈良県労働委員会

労働委員会では、個々の労働者と事業主の間で起きたトラブル(個別労働関係紛争)について、公正・中立な立場で解決に向けた支援活動を行っています。特に、10月は「個別労働関係紛争処理制度周知月間」として、休日・夜間の労働相談会を開催します。



※労働委員会では、毎月、労働相談会を開催しています(事前予約制)。

日時：原則、第二木曜日の15時～16時
場所：奈良県労働委員会(奈良県奈良総合庁舎内)

休日・夜間の労働相談会

【休日相談会】10月6日(日) 13時30分～
イオンモール橿原(橿原市曲川町7-20-1)
10月27日(日) 13時30分～
奈良県立図書情報館(奈良市大安寺西1-1000)

【夜間相談会】10月10日(木) 18時30分～
奈良商工会議所(奈良市登大路町36-2)

概要：学識経験者、弁護士などの「公益委員」、労働組合の役員などの「労働者委員」、会社役員、企業経営者などの「使用者委員」の3名の労働委員会委員が相談員となり、労働条件その他労働関係に関する相談(募集採用などの相談は対象外)をお受けします。一人30分程度です。

対象：奈良県在住又は在勤の労働者
奈良県内に事業所のある使用者(事業主)

申込み：事前予約制です。下記へお問い合わせください。

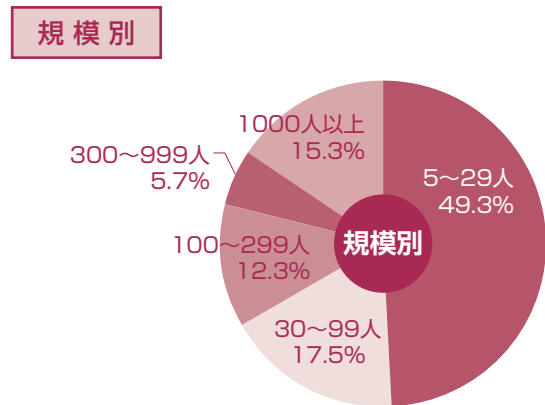
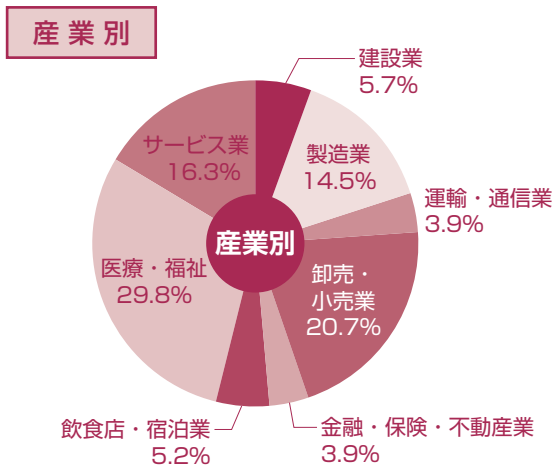
問合せ先：奈良県労働委員会事務局
〒630-8113 奈良市法蓮町757奈良県奈良総合庁舎内
電話番号 0742-20-4431

※詳しくはこちらをご覧ください。

<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=1704>

平成30年度 職場環境調査結果概要

- 1. 調査目的 育児・介護休業法等の制度規定利用状況など県内労働条件の実態を把握する。
- 2. 調査対象 県内の常用雇用者5人以上の事業所を産業分類別に1,500件無作為抽出
- 3. 調査項目 ①仕事と家庭の両立支援の取組 ②セクシャルハラスメント・マタニティハラスメント
③労働時間・休日・休暇 ④テレワーク ⑤働き方改革の実施状況
- 4. 調査方法 郵送配布、郵送回収
- 5. 調査基準日 平成30年8月1日現在
- 6. 回収結果 有効回答406事業所(27.1%)
有効回答は産業別には医療・福祉が最も多く(121)、企業全体の常用雇用者数の規模別では5~29人が最も多く(200)なっています。



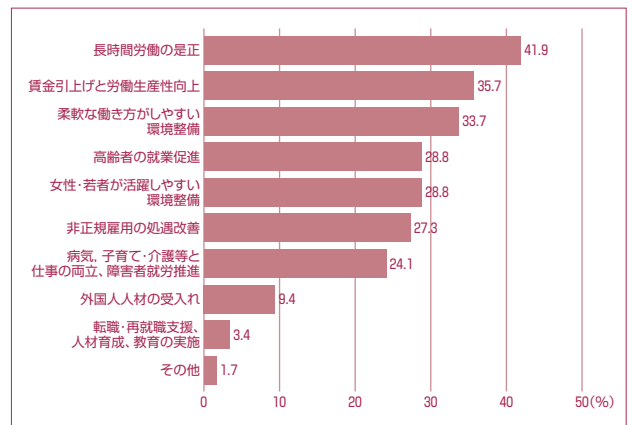
働き方改革の実施状況

(1)働き方改革の実施状況

全回答事業所のうち働き方改革を実施している事業所は全体の80.8%でした。

事業所において実施している働き方改革(複数回答)については、「長時間労働の是正」が41.9%と最も多く、次いで「賃金引き上げと労働生産性向上」が35.7%、「柔軟な働き方がしやすい環境整備」が33.7%、「高齢者の就業促進」、「女性・若者が活躍しやすい環境整備」が28.8%となりました。(図1)

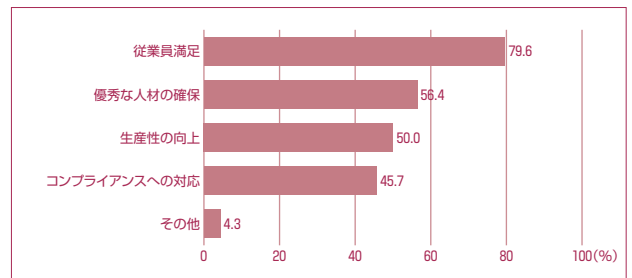
図1 実施している働き方改革



(2)働き方改革に取り組む目的

働き方改革に取り組む目的を目的別(複数回答)にみると、「従業員満足」が79.6%、「優秀な人材の確保」が56.4%、「生産性の向上」が50.0%の順となっています。(図2)

図2 働き方改革の目的



◆平成30年度職場環境調査結果は、雇用政策課HPに掲載しています。

雇用政策課HP → 統計調査・発行資料 → 労働に関する調査・統計(奈良県雇用政策課発表)
<http://www.pref.nara.jp/23957.htm>

がんと診断されても、早まって仕事を辞めないで!



仕事と治療を両立している方はたくさんいます!

がんと診断されたことで仕事を続けられないと思われる方もおられますが、治療と仕事の両立をあきらめることなく、まず一度立ち止まって考えてみてください。



Step 1 まずは、情報を集めましょう

1 主治医から治療に関する情報を得ましょう

- ▶主治医に仕事を持っていることを伝える
- ▶治療の内容や時間的見込みは?
- ▶これから受ける治療の副作用や、就労にもたらす影響は?

2 会社員として持っている権利を知りましょう

- ▶就業規則はどうなっているだろうか?
- ▶仕事を辞めると失ってしまう権利がないかの確認も忘れずに!

3 利用できる制度を会社側と確認しましょう

- ▶高額療養費制度
- ▶傷病手当金

Step 2 他の患者さんの経験を知ることにも力になります

他の患者さんの経験や工夫などについてインターネットから情報を得ることもできます

- がんネットなら
(奈良県がん情報提供ポータルサイト)



- 国立がん研究センター
がん情報サービス



- がんと共に働く
知る・伝える・動きだす



Step 3 会社と相談してみましょう

会社に病気のことを伝える時は、次のような情報を伝え、確認するとよいでしょう

- ▶現在の状態、当面の治療スケジュール
- ▶仕事に関するご自身の希望
- ▶会社で利用可能な福利厚生制度

★仕事や治療のことを相談できる窓口があります★

■ 県内のがん相談支援センター

治療のスケジュールにあわせた働き方など、仕事を続ける上での工夫について、どなたでも無料で相談することができます。

奈良県立医科大学附属病院	0744-22-3051
奈良県総合医療センター	0742-46-6001
天理よろづ相談所病院	0743-63-5611
近畿大学奈良病院	0743-77-0880
市立奈良病院	0742-24-1251
南奈良総合医療センター	0747-54-5000
国保中央病院	0744-32-8800
済生会中和病院	0744-43-5001
大和高田市立病院	0745-53-2901

■ 奈良産業保健総合支援センター

治療を受けながら安心して働き続けるため、「両立支援促進員」が相談に応じています。希望に応じて勤務先との調整も行っています。(要予約)

奈良産業保健総合支援センター 0742-25-3100

★就職を希望される場合はこちらにご相談下さい★

■ ハローワーク大和高田(長期療養者職業相談窓口)

がんなどの疾病をもつ長期療養者の希望や治療状況などをふまえた職業相談、職業紹介を行っています。

また、就職後の職場定着支援も行っています。(要予約)

ハローワーク大和高田 0745-52-5801

★【奈良県立医科大学附属病院への出張相談も行っています。】

※問合せ先:がん相談支援センター ☎0744-22-3051

働き方改革に関する

専門家派遣

社会保険労務士等の専門家を派遣し、働き方改革に関するコンサルティングを行います。(※10社程度)

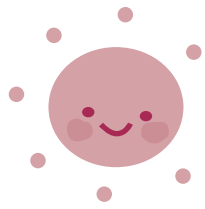
↓詳しくは下記へご連絡ください! ↓

運営
(委託先)

合同会社 WLBC関西 (担当:奈良支部 高橋)
TEL:080-7087-7515 メール:info@wlbc-kansai.com
主催:奈良県(担当:雇用政策課労政福祉係)
<http://www.pref.nara.jp/44578.htm>

働き方改革に取り組む中で
お悩み事は
ありませんか?
その悩みを解決・
サポートさせていただきます!





社員・シャインな職場訪問記 36



全職員の半数近くを女性が占めるというこくみん共済 coop <全労済>奈良推進本部様。特に女性たちが働きやすい環境づくりに取り組み、平成30年度「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業・仕事と家庭の両立推進部門」を表彰されました。具体的な取り組みについて、小山淳二本部長にお話をうかがいました。



こくみん共済 coop<全労済>奈良推進本部

事業内容：共済商品の推進
所在地：奈良市西木辻町200-47
TEL：0742-23-6031
URL：<https://www.zenrosai.coop/contact/zenkoku/nara.html>

「仕事と家庭の両立推進」にむけての取り組みはいつから始まったのですか。

「働きやすい職場づくり」の取り組みは、20年ほど前から進めてきたものですが、ただ制度が整えられていればよいというのではなく、実態が伴ったものになければと、安全衛生委員会を中心に取り組んできました。

例えば、年次有給休暇は、自分が休むと他の人に迷惑をかけるのではという気遣いなどから、なかなか消化されないという話をよく聞きますが、私どもでは、各自で取得計画を立て、月1日は必ず年次有給休暇を取得できるようにしています。まず、管理職から率先して取得し、さらには当本部の全職員で共有しているスケジュール表に組み入れることで、休みやすい環境づくりを行っています。全員の年次有給休暇が見える化されているため、あらかじめ業務の調整もできます。

その他の休暇制度も充実されているようですが？

昨年のように、大きな災害があると、長期間にわたり、住宅の被害状況を確認する対応を行なっています。被災された組合員対応を最優先するのはもちろんですが、休めるときには積極的に休暇を取得するよう、安全衛生委員会や上司から声掛けをし、毎月の年次有給休暇を取得できなかった職員には、代替日での取得を促します。それでも未消化の年次有給休暇がある場合には、一定の限度内で、年次有給休暇を積み立てることができる「積立年休制度」も設けています。

また、年次有給休暇とは別に、年に一度、連続で5日間、好きな時期に取得できる「連続特別休暇制度」があります。旅行代金が高かったり混雑したりする時期を避けて休暇の計画が立てられると好評ですね。

子育て支援としては、どういったことをされていますか。

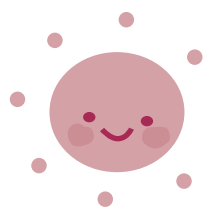
「仕事と家事の両立」を支援するため、女性特別休暇として「育児時間」を設けています。この「育児時間」は、1日2回各30分、またはまとめて1時間の取得ができます。また、1時間単位で年次有給休暇を使える制度は、男女を問わず、多くの職員が利用しています。

育児休暇中の職員の業務は、臨時職員を含め職員全員でカバーし、職場の情報を共有することで、復帰しやすい環境づくりも大切にしています。育児休暇とは別に、介護のための休暇制度もあります。私たちは、男女ともに働きやすい環境づくりを目指しており、そのための支援は惜しみません。今後の課題としては、男性職員の育児休暇の取得推進でしょうか。

「働きやすい環境づくり」に向けての今後の取り組みについてお聞かせください。

昨年から、業務の効率化を目指して抜本的に業務内容を見直し、再構築を図る作業をスタートさせました。まずは、「モノを探す」という無駄な時間を削減するため、パソコンの中のデータを整理し、不要なものは削除するほか、事務所内の「5S活動(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)」に着手しています。こうして生まれてきたゆとりによって、年次有給休暇の取得や残業の縮減をさらに進めていきたいと考えています。





社員・シャインな職場訪問記 37



生駒市を中心に、多数の社会福祉施設を運営する宝山寺福祉事業団様。キャリアパスを通じて処遇改善や若手職員の育成に取り組まれてきたことから、平成30年度「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業・若年者雇用促進部門」を表彰されました。辻村泰聡理事にお話をうかがいました。



社会福祉法人 宝山寺福祉事業団

事業内容：社会福祉事業
所在地：生駒市元町2-14-8
TEL：0743-74-1172(代)
URL：<https://hozanji-wel.org/>



「若年層の雇用推進」に向けての取り組みについて、そのきっかけをお教えてください。

この数年、福祉事業における人材の確保が社会的に大きな課題になっています。私たちはまず、これから就職する若年層に向けて、私たちの仕事を理解してもらおうと、中学生の職場体験や、高校生・大学生のインターンシップを積極的に受け入れています。大学生に向けては、参加しやすいように高齢者部門で一昨年、1日、3日、1週間とコースを設定しました。

地元中学生の職場体験では、私どもの保育園の卒園者もいます。「保育園の先生になりたい」と語っていた当時を思い出し、あらためて職業の選択肢の一つにしてもらえれば嬉しいですね。

ボランティアや卒論のために現場を手伝ってくれた学生たちがそのまま職員になった例もあり、この仕事のやり甲斐や魅力をきちんと理解してもらうことの大切さを実感しています。

「キャリアパス」を積極的に活用されていますね。

もともとは介護職員の処遇改善を目的として、数年前から法人全体でキャリアパスを導入しています。すべての事業・施設において1等級(新任)から7等級(施設長)の職能等級を設け、それぞれの階層でなすべき担当業務や、期待される職能を定義づけています。また、等級別の研修も実施していますが、結局、全体像が見えないと、研修を受けていてもその意図は正確に伝わっていないことがわかりました。

そこで、今春から「キャリアパスポート」を全職員に配布。当法人の事業理念をはじめ、各階層の職能の定義や研修の記録、さらには永年勤続表彰の記録までをその一冊にまとめるようにしました。これにより、キャリアアップのためにはこういった職能を磨く必要があるのかなどが明確になります。特に若年層職員においては、目標に向けての道筋が見えることで、意欲の向上につながることを期待しています。

職員の働きやすさを支援するためのその他の取り組みを教えてください。

若手職員の育成については、各施設で職員の勤続年数の分布や定員の規模などが異なるため、それぞれの現場に任せており、先輩とのマンツーマンの場合もありますし、クラスごとにグループで指導している場合もあります。基本は、丁寧に指導することを心がけており、それが離職率の低さにつながっているかと思っています。

また、職員の育児や介護の支援として、勤務時間を前後2時間まで短くすることのできる「時短勤務制度」を設けています。

「働きやすい職場づくり」に向けての今後の取り組みなどをお聞かせください。

私どもでは基本的に、全職員を正規雇用にしたいと考えています。なかには、家庭の事情などで非正規のままを望まれる人もいますが、優れた能力を発揮していただくため、年に1回、正規職員登用試験を実施しています。一般の採用試験と異なるのは、現場での勤務実態を評価に組み入れることで、実技試験を免除していることです。昨年度実績では9名が正規職員に転換しています。

年々、現場での業務とは別に書類仕事が増えていきます。職員の負担を少しでも軽減できるよう、今後はシステムの導入などにより、ICT(情報通信技術)の力を借りて、業務量の削減を図っていきたいと考えています。



労務改善 Q&A

Q 2019年4月から時間外労働の上限が規制されると聞きました。具体的にどのような制限なのでしょう？

A 2019年4月より残業時間の上限は原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別な事業がなければこれを超えることはできません。

臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合でも、以下を超えることはできません。

- 年720時間 以内
- 複数月平均80時間 以内【休日労働を含む】
(「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内)
- 月100時間 未満【休日労働を含む】

月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。
 また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。
 ※上記に違反した場合には、罰則(6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科されるおそれがあります。

※上限規制の適用が猶予・除外となる事業・義務があります。また、中小企業への上限規制の適用は1年間猶予されます。

働き方改革特設サイト(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/overtime.html>

奈良県の労働経済主要指標

<労働者の動き(新規求人倍率、有効求人倍率は季節調整値)>

	人口 (年度は10月1日)	新規 求職数	新規 求人数	新規 求人倍率	有効 求職数	有効 求人数	有効求人倍率 <()内は全国値>
平成27年度	1,364,316	58,675	92,815	1.58	244,184	253,703	1.04 (1.23)
28年度	1,356,950	54,959	98,468	1.79	231,819	272,781	1.18 (1.39)
29年度	1,348,257	51,867	105,419	2.03	218,522	291,747	1.34 (1.39)
平成30年10月	1,340,070	4,285	9,748	2.21	16,836	25,754	1.50 (1.62)
11月	1,339,825	3,510	8,844	2.17	16,242	25,328	1.48 (1.63)
12月	1,339,260	2,702	8,629	2.43	15,226	25,508	1.51 (1.63)
平成31年1月	1,338,590	4,344	9,684	2.19	15,649	25,633	1.49 (1.63)
2月	1,337,548	4,240	9,902	2.24	16,370	26,603	1.51 (1.63)
3月	1,336,303	4,143	8,564	2.31	17,143	26,051	1.53 (1.63)
4月	1,333,957	5,210	9,113	2.30	17,933	25,605	1.54 (1.63)
5月	1,334,427	4,319	9,284	2.12	17,944	25,196	1.49 (1.62)

(奈良労働局主要統計・指標より)

<賃金・労働時間の動き(年平均、月平均 事業所規模5人以上)>

	賃 金 (円)		労働時間 (時間)	
	現金給与総額	きまって支給する給与	総実労働時間	所定外労働時間
平成27年	262,762	224,887	134.4	7.3
28年	265,836	225,242	134.5	7.5
29年	277,670	231,259	136.2	7.7
平成30年10月	226,218	223,830	129.9	6.9
11月	228,420	228,895	134.3	6.9
12月	458,720	221,437	129.0	7.2
平成31年1月	227,826	218,605	119.1	7.2
2月	218,310	216,168	127.0	7.2
3月	231,119	213,474	124.5	6.9
4月	228,332	222,189	130.1	7.2

(毎月勤労統計調査地方調査より)

なら労働時報 通巻366号 令和元年8月1日発行

発行 奈良県産業・雇用振興部雇用政策課 〒630-8501 奈良市登大路町30

電話 0742-27-8828 FAX 0742-27-2319 <http://www.pref.nara.jp/1664.htm>